

第2章 北九州市の子どもや子育てを取り巻く現状と課題

本章では、子どもの健全育成や子育て支援のあり方を考えるうえで関わりの深い、少子化や社会経済の動向などの本市の子どもや子育てを取り巻く現状について整理しています。

なお、子どもや保護者の状況、また子育て支援施設での取り組みなど、個々の具体的な現状や課題等については、各論において整理しています。

1 本市を取り巻く現状

(1) 少子化の動向

少子化は、労働力人口の減少、税や社会保障における負担の増大、地域社会の活力低下など社会経済面だけでなく、子育て家庭同士や子ども同士がふれあう機会の減少など、子どもの育ちや子育ての面でも大きな影響を及ぼすと考えられています。

ア. 人口

本市の人口は、昭和54年の1,068,415人（推計人口）をピークに減少傾向にあり、平成17年には100万人を下回り、令和元年には940,141人（推計人口）となりました。また、国全体の人口も、平成22年の128,057,352人（国勢調査結果）をピークに減少に転じており、全国的に見ても人口減少が進行しています。

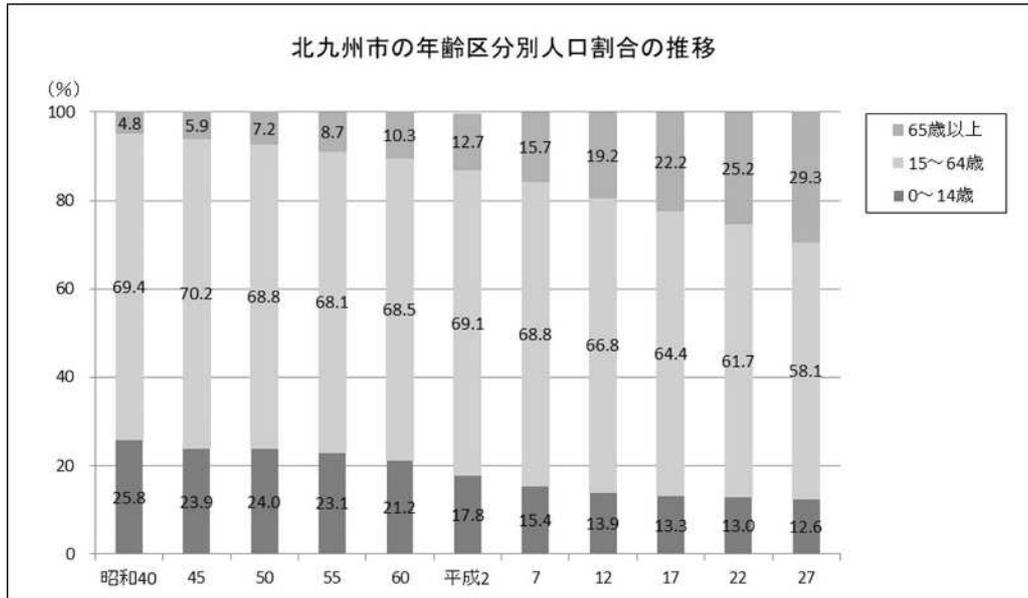
年齢区分別割合を見ると、昭和55年から平成27年までの35年間に、0歳～14歳は23.1%から12.6%に減少、15歳～64歳は68.1%から58.1%に減少しています。その一方で、65歳以上は8.7%から29.3%と大幅に増加しており、少子高齢化が進んでいます。

（単位：人）

	本市の人口	増減	全国の人口	増減
昭和45年	1,042,318	－	104,665,171	－
昭和50年	1,058,058	15,740	111,939,643	7,274,472
昭和55年	1,065,078	7,020	117,060,396	5,120,753
昭和60年	1,056,402	▲ 8,676	121,048,923	3,988,527
平成2年	1,026,455	▲ 29,947	123,611,167	2,562,244
平成7年	1,019,598	▲ 6,857	125,570,246	1,959,079
平成12年	1,011,471	▲ 8,127	126,925,843	1,355,597
平成17年	993,525	▲ 17,946	127,767,994	842,151
平成22年	976,846	▲ 16,679	128,057,352	289,358
平成27年	961,286	▲ 15,560	127,094,745	▲ 962,607
令和元年	940,141	▲ 21,145	126,180,643	▲ 914,102

資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

注：令和元年は北九州市推計人口（10月1日現在）と全国推計人口（5月1日現在）



資料：総務省「国勢調査」

イ. 出生

本市の出生数は、第2次ベビーブーム（昭和46～49年）以降減少傾向にあり、平成26年には8,000人台を割り、平成29年は、過去最も少ない7,349人（前年比272人減）となりました。

合計特殊出生率（※）については、平成17年に過去最低の1.30となりましたが、その後は増加傾向に転じ、平成28年の1.61まで増加を続け、平成29年は1.60（前年比0.01減）となり、全国平均（1.43）を上回っています。また、平成29年値では、政令市の中で最も高い数値となっています。

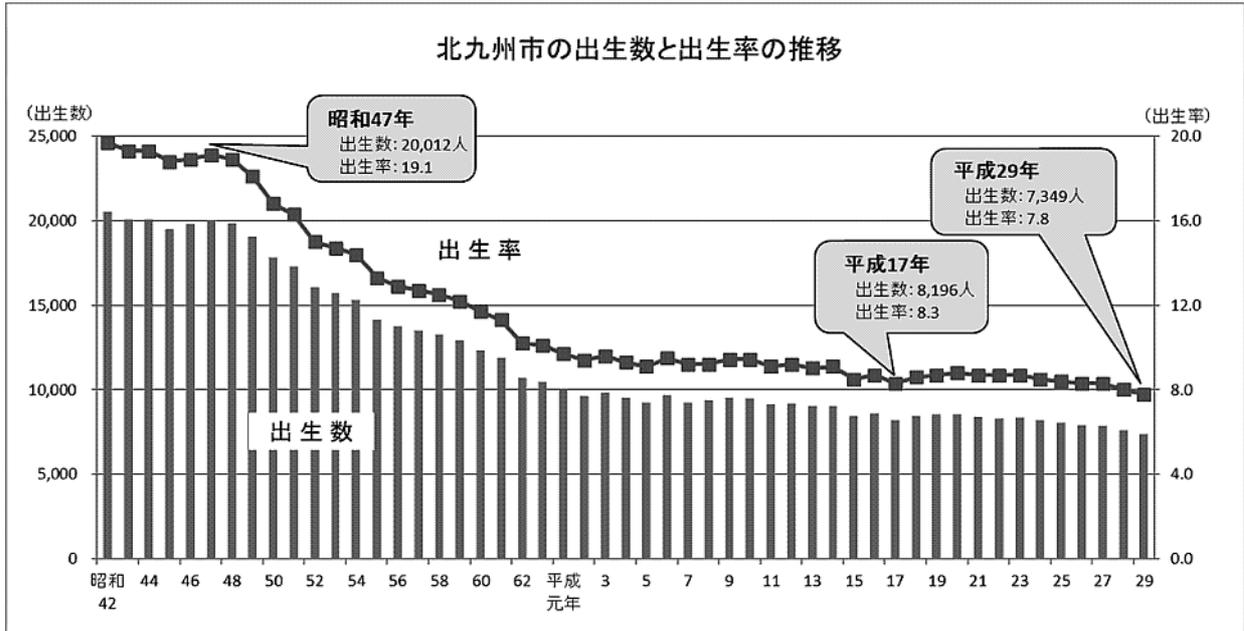
母親の年齢階級別出生数を見ると、20歳～34歳では減少傾向、35歳～49歳は増加傾向にあります。平成29年数値で見ると、30歳～34歳が2,504人と最も多く、次いで25歳～29歳が1,981人、35歳～39歳が1,516人、20歳～24歳が894人となっています。

また、第1子を産んだときの母親の平均年齢は全国平均を下回っているものの、年々上昇傾向にあり、平成29年が29.7歳となっています。

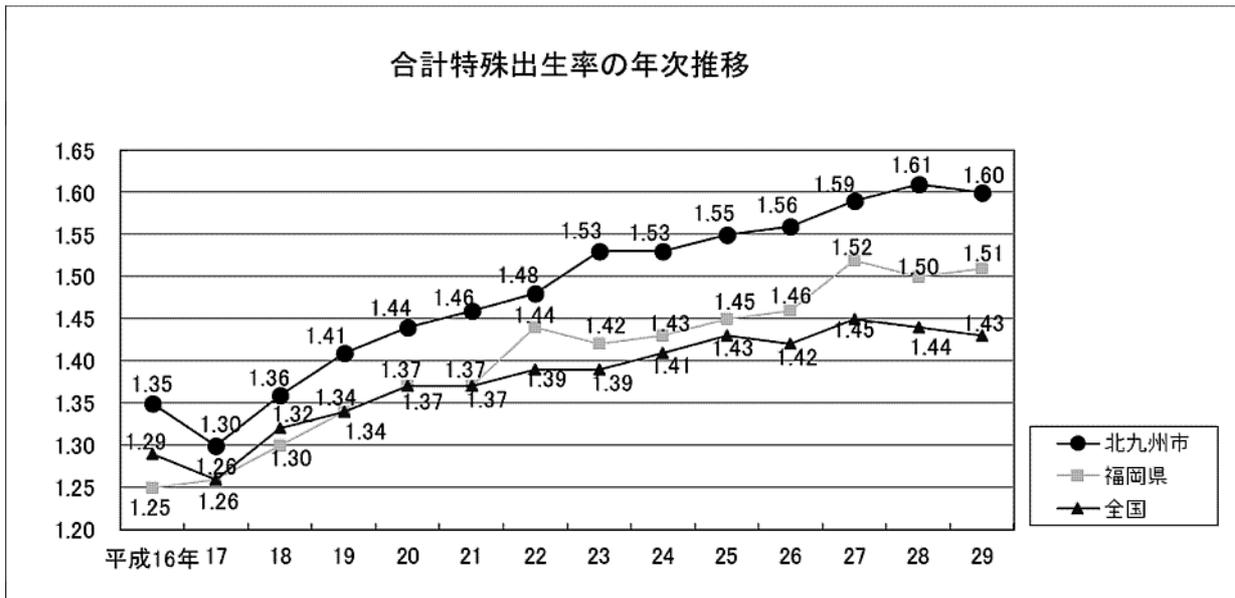
このように、出産したときの母親の平均年齢が上昇する晩産化の傾向が見られます。

※合計特殊出生率：

1人の女性が生涯に生むことが見込まれる子どもの数を示す指標。年齢ごとに区分された女性の人口に対する出生数の比率を年齢別出生率といい、合計特殊出生率は15～49歳の年齢別出生率の合計。



資料：厚生労働省「人口動態調査」



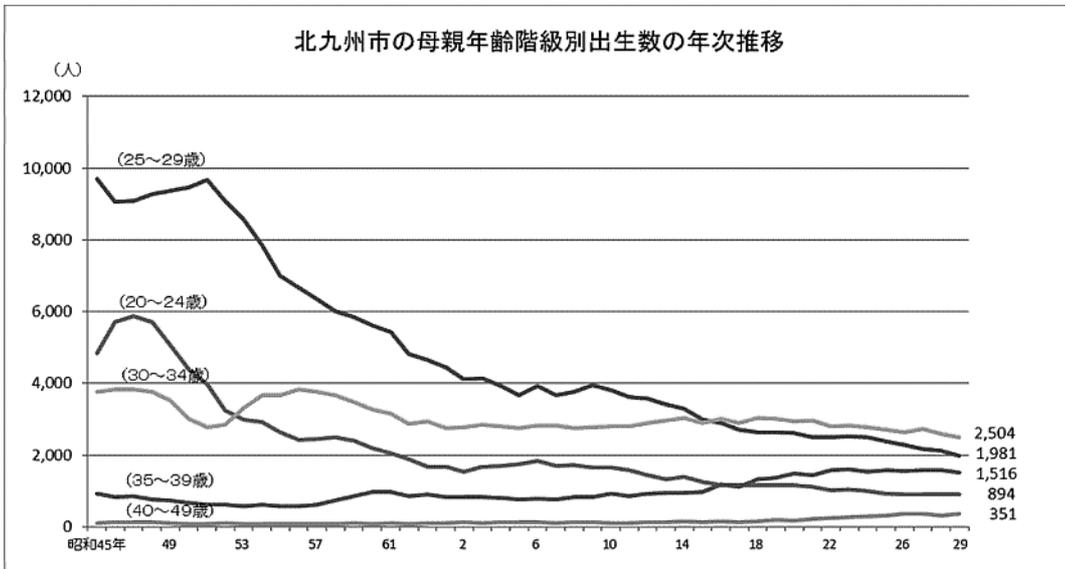
資料：厚生労働省「人口動態調査」、北九州市は「人口動態調査」に基づき独自算出
 ※外国人は含まない。

出生率の政令市比較（平成29年）

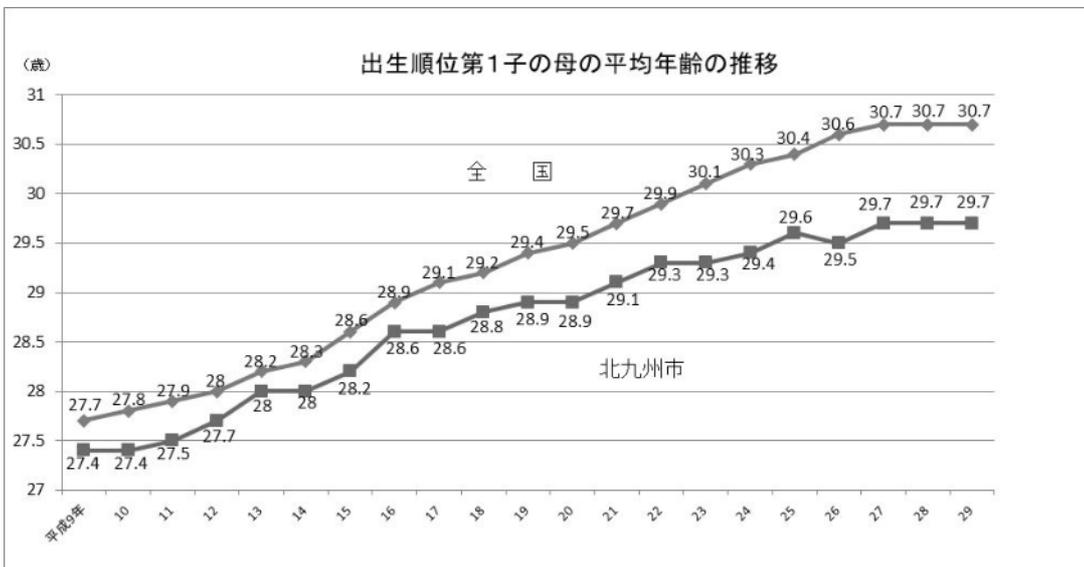
	出生率	合計特殊出生率		出生率	合計特殊出生率
札幌市	7.0	1.16	名古屋市	8.3	1.42
仙台市	8.0	1.27	京都市	7.0	1.27
さいたま市	8.2	1.38	大阪市	7.9	1.18
千葉市	6.8	1.31	堺市	7.6	1.43
横浜市	7.4	1.32	神戸市	7.4	—（※）
川崎市	9.2	1.39	岡山市	8.5	1.48
相模原市	7.0	1.24	広島市	8.5	1.49
新潟市	7.0	1.31	北九州市	7.8	1.60
静岡市	7.0	1.39	福岡市	9.2	—（※）
浜松市	7.8	1.53	熊本市	9.1	1.51

資料：北九州市「北九州市人口動態統計」

他政令指定都市は、出生率 厚生労働省「人口動態統計」、合計特殊出生率 各自治体調べ
 ※神戸市と福岡市の合計特殊出生率は、国勢調査の年のみ算定



資料：厚生労働省「人口動態調査」



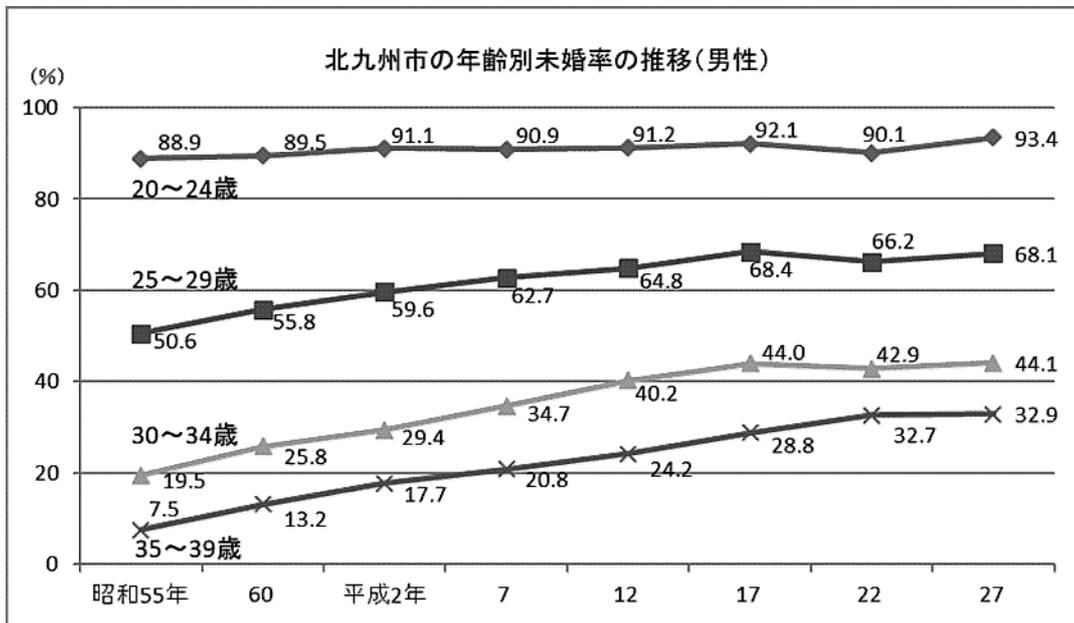
資料：厚生労働省「人口動態調査」

ウ. 婚姻

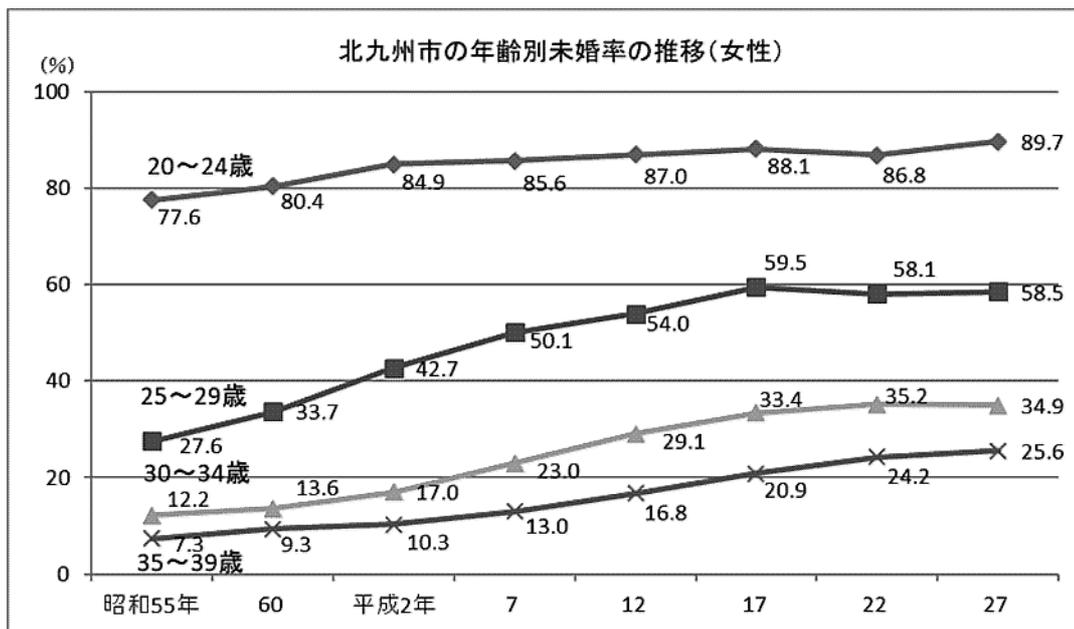
本市の未婚率（15歳以上の人口をもとに算定）は、男性 30.5%、女性 23.4%（平成 27 年数値）で、全国数値と比較すると、男性は 1.3 ポイント低く、女性は 0.2 ポイント高くなっています。

本市の未婚率の経年変化を見ると、男女ともにどの年齢階級でも上昇傾向にあります。特に男性では 35 歳～39 歳の未婚率が、昭和 55 年に比べ 25.4 ポイント上昇し、32.9%となっています。一方、女性では 25 歳～29 歳が 30.9 ポイント上昇し、58.5%となっています。

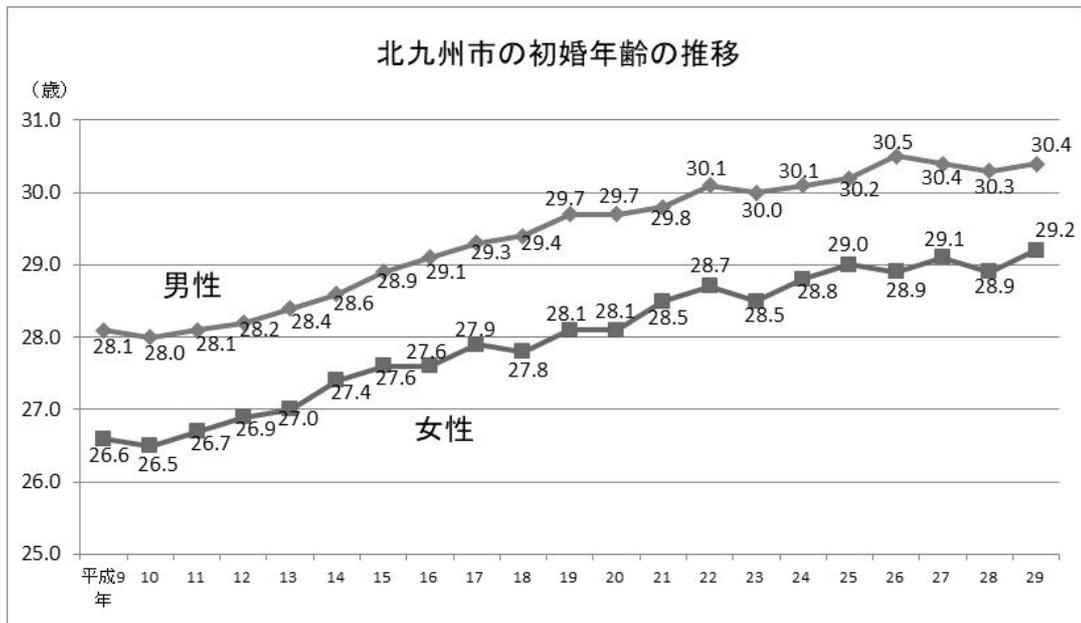
また、初婚年齢も高年齢化の傾向にあり、晩婚化が進んでいます。



資料：総務省「国勢調査」



資料:総務省「国勢調査」



資料:厚生労働省「人口動態調査」

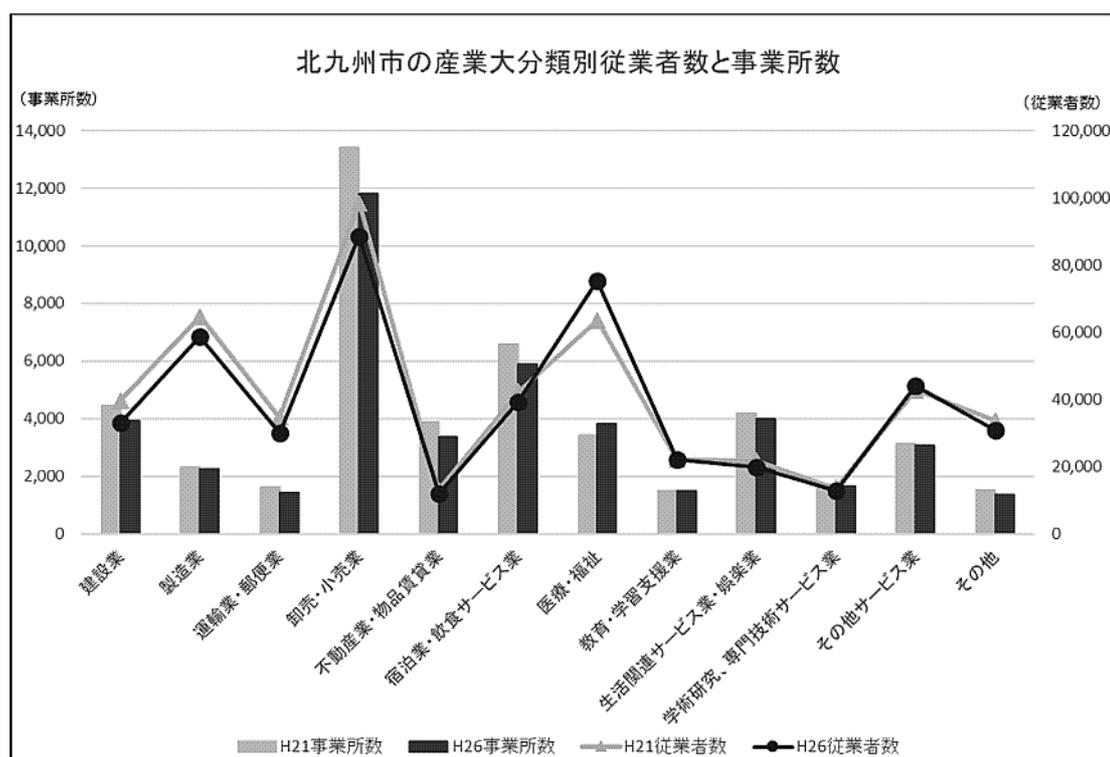
(2) 社会経済等の動向

就労環境、世帯の状況など社会経済等の動向は、子どもやその家庭に直接的にも間接的にも、さまざまな影響を及ぼすと考えられます。

ア. 産業の状況

平成26年の本市の事業所数は、44,150事業所で、平成21年度（47,796事業所）に比べて3,646事業所減少しました。また、従業者数は466,561人で、平成21年度（490,347人）に比べて23,786人減少しました。

産業分野別に見ると、卸売・小売業が11,798事業所で全体の26.7%を占め、次いで宿泊業・飲食サービス業5,912事業所（構成比13.4%）、生活関連サービス業・娯楽業4,003事業所（同9.1%）となりました。従業者数は、卸売・小売業が88,612人で全体の19.0%を占め、次いで医療・福祉業75,173人（同16.1%）、製造業58,706人（同12.6%）となりました。



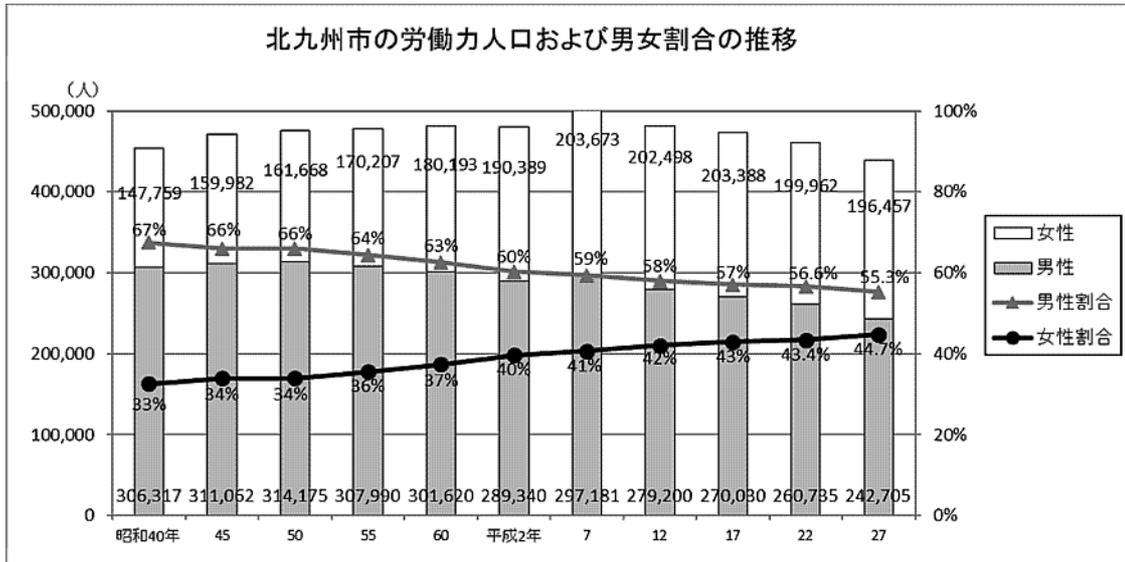
資料：総務省「平成21年経済センサス」及び「平成26年経済センサス」

イ. 就労の状況

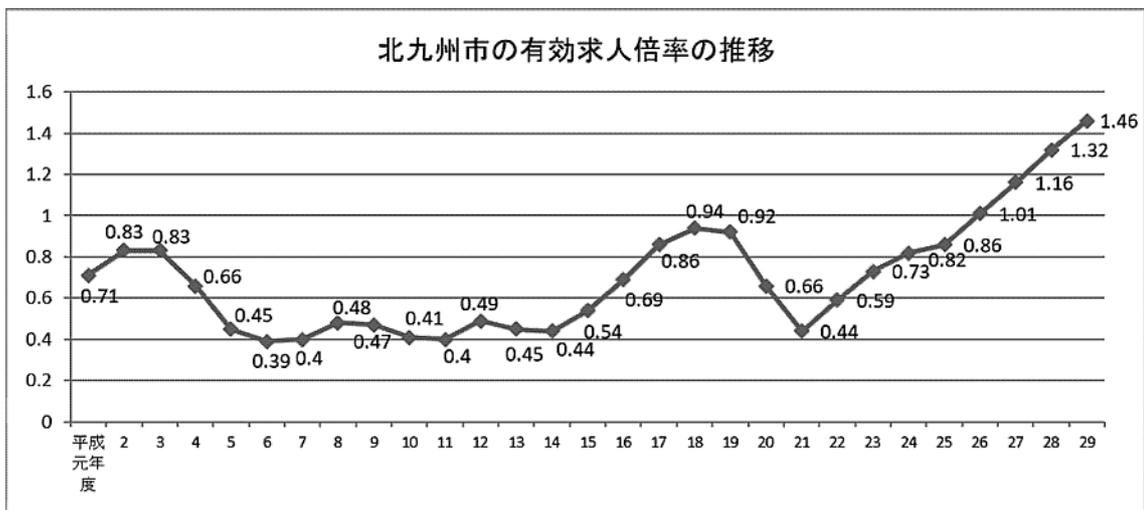
平成 27 年の本市の労働力人口は 439,162 人で、平成 22 年（460,697 人）に比べて 21,535 人減少しました。男女別に見ると、男性が 242,705 人（18,030 人減）、女性が 196,457 人（3,505 人減）でした。また、平成 29 年度の有効求人倍率は 1.46 で、平成 22 年度から上昇傾向にあり、平成 21 年度と比較すると 1.02 ポイント上昇しています。

本市の女性の年齢階級別労働力率は、結婚・出産期にあたる年代にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描いています。依然として 30 代の労働力率は 20 代、40 代よりも低くなる傾向にありますが、平成 22 年、平成 27 年と年を経るにつれ、上昇しています。

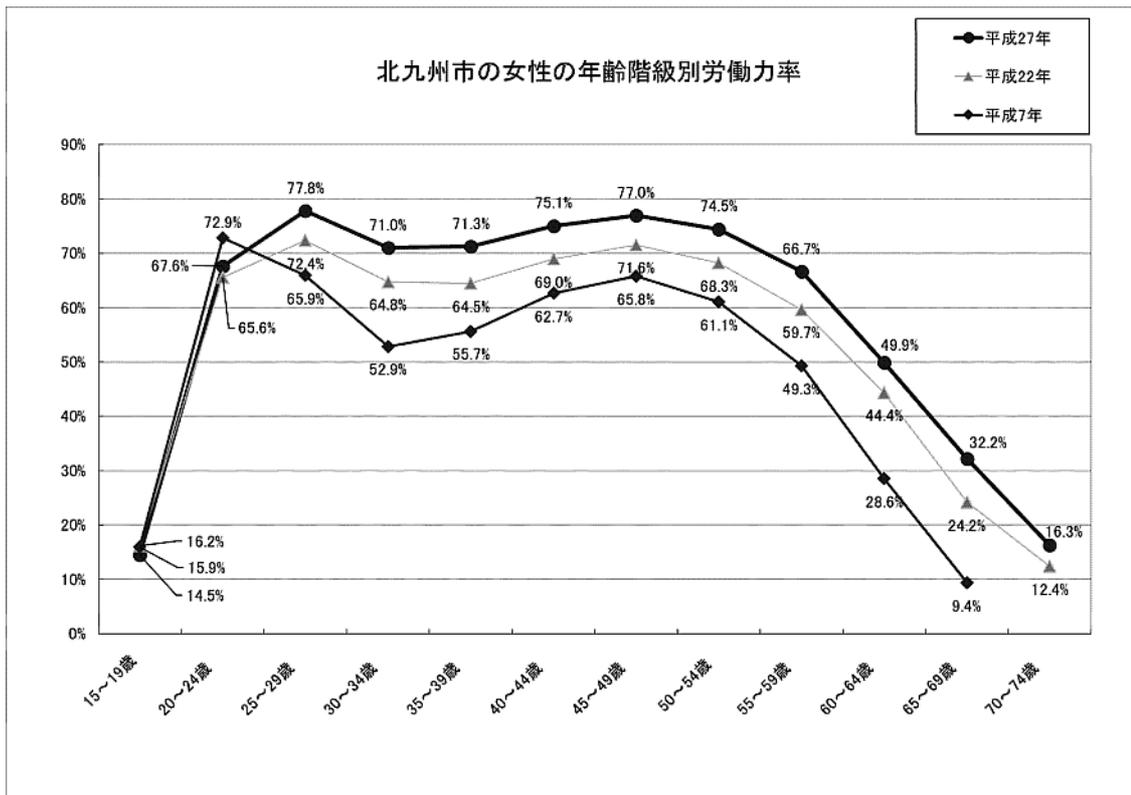
また、雇用者における非正規の割合は、平成 4 年に正規 73.1%・非正規 17.2%だったものが、平成 29 年には正規 58.3%・非正規 36.1%となっており、この 25 年で、正規の割合が 14.8 ポイントの減、非正規は 18.9 ポイントの増となっています。



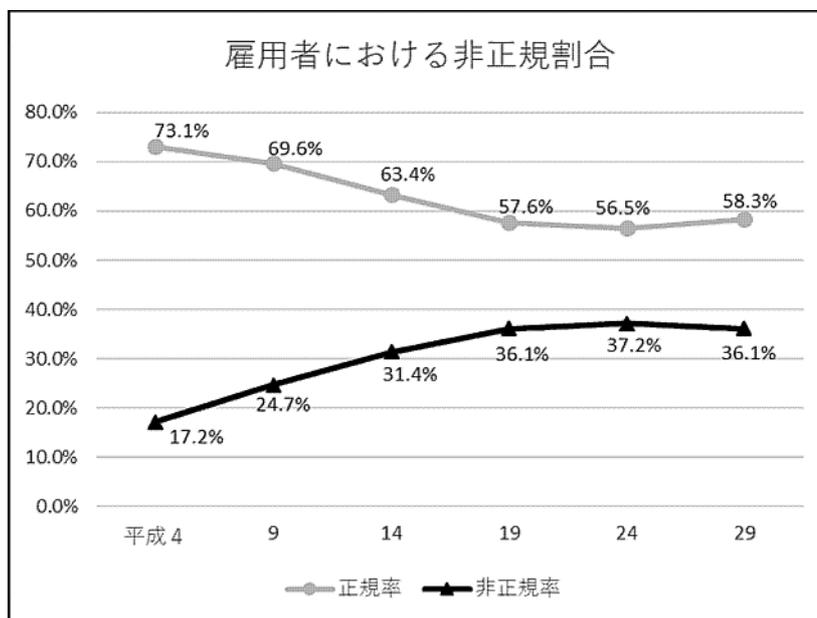
資料：総務省「国勢調査」



資料：北九州市統計年鑑



資料：総務省「国勢調査」



資料：統計局「就業構造基本調査」

ウ. 世帯の動向

平成 27 年の本市の世帯総数は 426,325 世帯（一般世帯：425,544 世帯、施設等の世帯：781 世帯）で、平成 22 年 420,702 世帯（一般世帯：419,984 世帯、施設等の世帯：718 世帯）に比べて 5,623 世帯増加しました。

このうち、一般世帯を家族類型別に見ると、核家族世帯 238,689（一般世帯に占める割合 56.1%）、単独世帯 157,488（同 37.0%）、その他の親族世帯 24,630（同 5.8%）、非親族世帯 3,252（同 0.8%）で、核家族世帯の割合が平成 22 年の 57.5%から 1.4 ポイント減少し、単独世帯は平成 22 年の 34.6%から 2.4 ポイント増加しています。

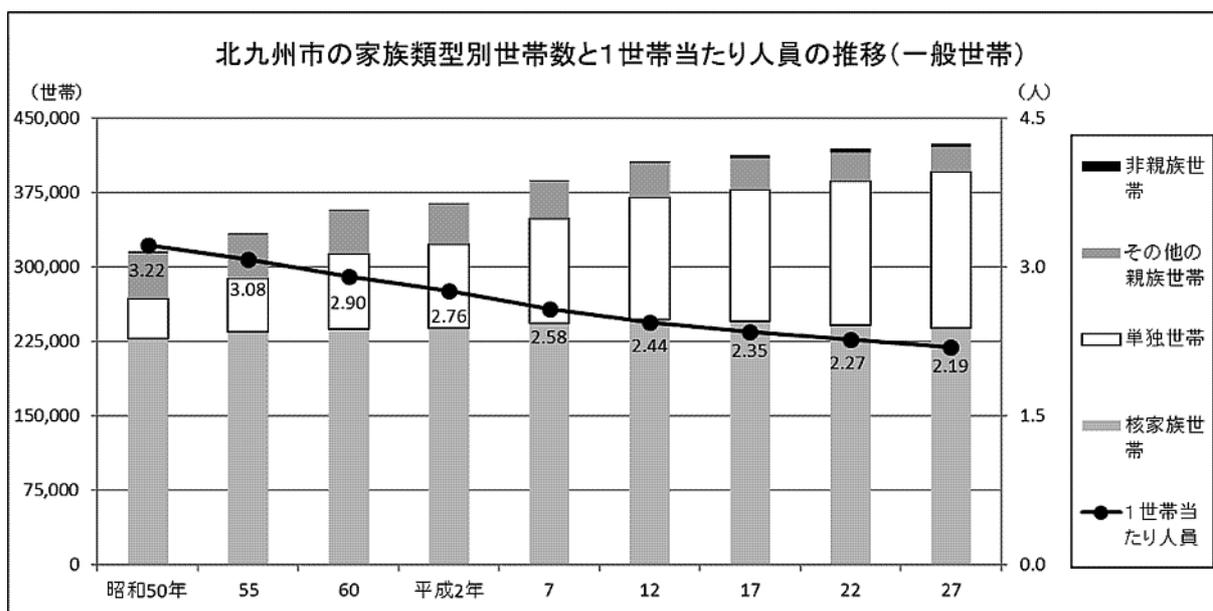
核家族世帯の構成を見ると、夫婦のみの世帯と、ひとり親と子どもの世帯が増加し、夫婦と子どもの世帯が減少しています。また、1 世帯あたりの人員が減少しています。

* 「核家族世帯」とは、夫婦のみの世帯、夫婦と子どもからなる世帯、ひとり親と子どもからなる世帯

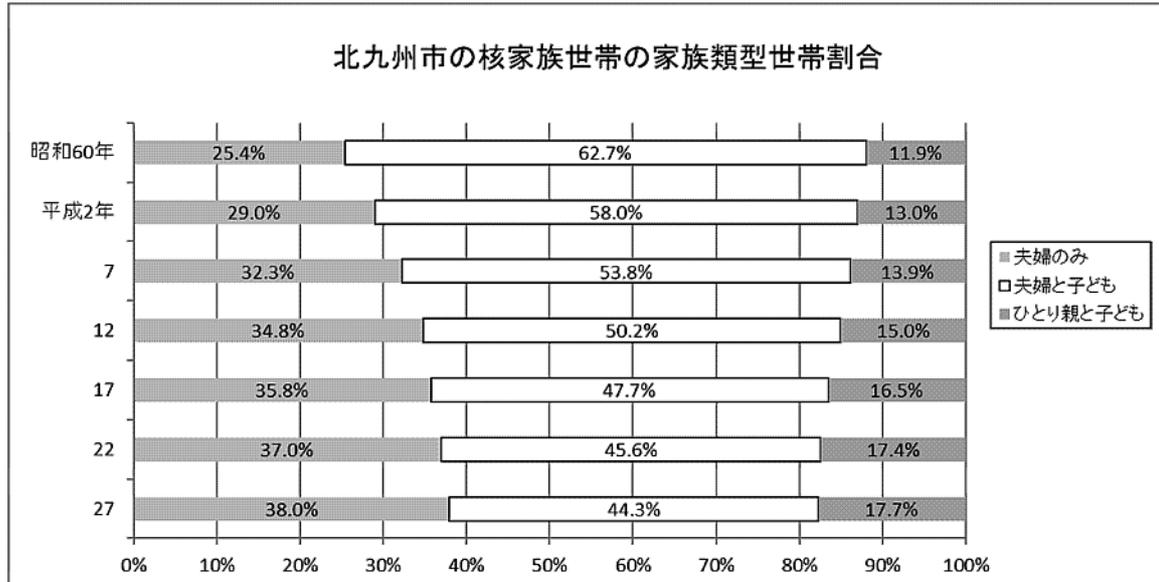
* 「その他の親族世帯」とは、二人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯（核家族世帯を除く）

* 「非親族世帯」とは、二人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがない世帯

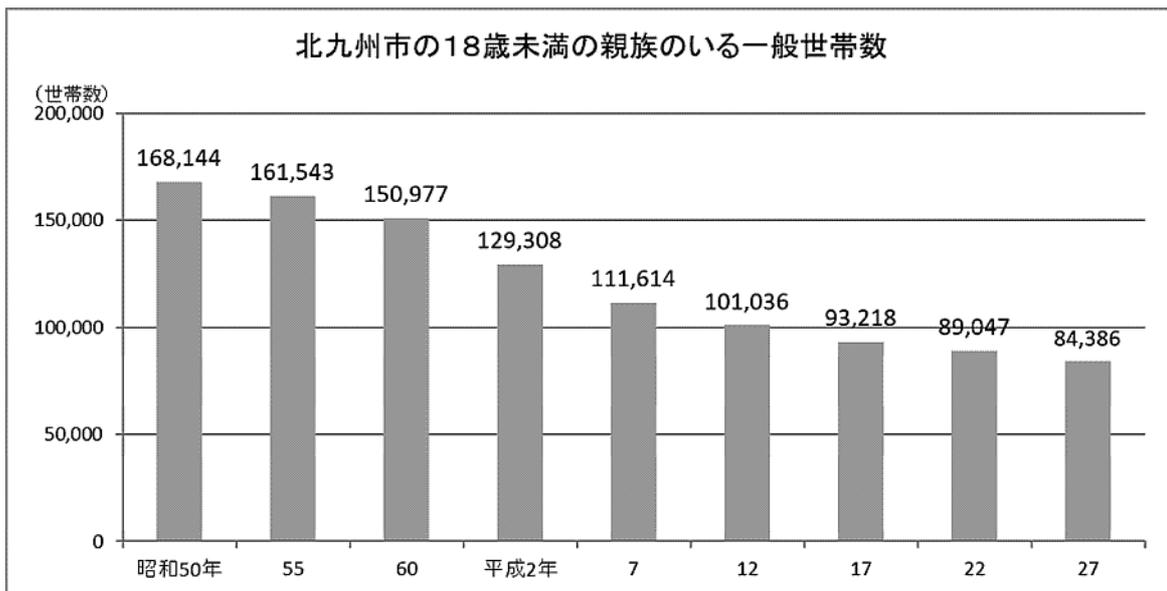
* 「単独世帯」とは、世帯人員が一人の世帯



資料:総務省「国勢調査」



資料：総務省「国勢調査」

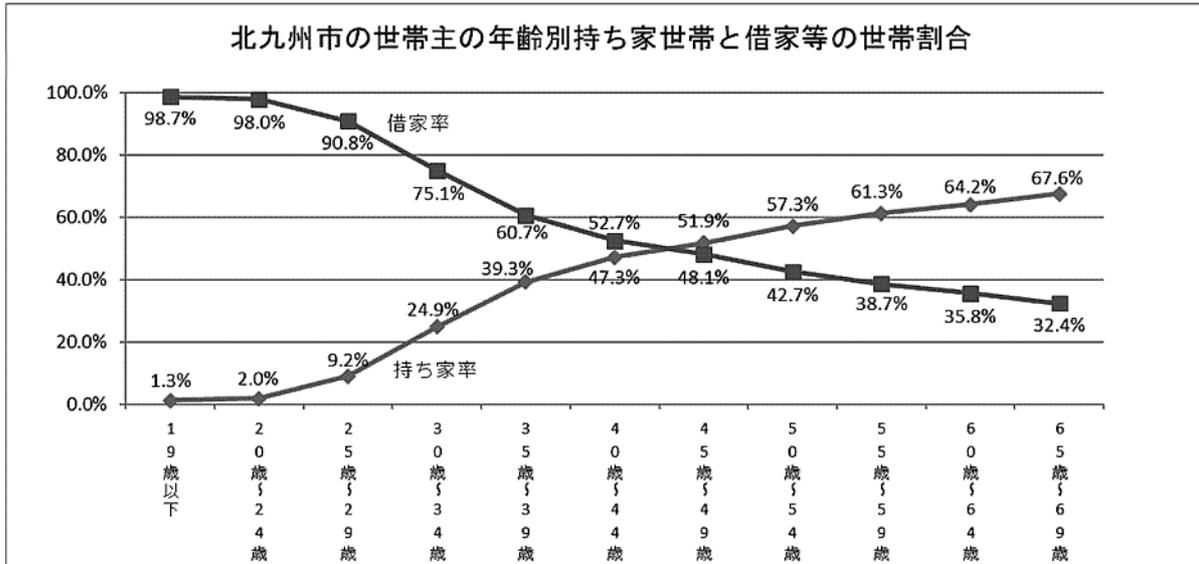


資料：総務省「国勢調査」

エ. 住宅事情

平成 27 年の本市の住宅所有割合は、持ち家世帯 54.3%（平成 22 年 53.2%）、民営の借家世帯 29.8%（同 29.6%）、公営の借家世帯 7.7%（同 8.1%）でした。

世帯主の年齢別に見ると、40 代で持ち家に住む世帯と借家に住む世帯の割合が逆転し、持ち家世帯の方が多くなっています。



資料：総務省「国勢調査」

オ. 北九州市の財政運営

本市は、厳しい財政状況の中で、少子高齢化対策や、安全・安心への取り組みなど多様な行政需要に対応していくことが求められています。こうした状況に的確に対応していくため、北九州市行財政改革大綱に基づき、より一層の「選択と集中」を行いながら、持続可能で安定的な財政の確立、維持に努めていく必要があります。

2 「子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査」からみた子どもや子育てに関わる現状や意識

(1) 調査の概要

ア. 調査の目的

本調査は、「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」の次期計画【令和2～6年度】（「子ども・子育て支援事業計画」を含む）の策定にあたり、計画をより実効性のあるものとするため、家庭の状況や子育ての実態、保護者の意識などを把握することや、教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算定することを目的として実施しました。

イ. 調査対象・回収結果

調査対象		配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	(調査票Aを配布)	5,000	2,314	46.3%
	(調査票Bを配布)	3,000	1,559	52.0%
小学生の保護者		3,000	1,493	49.8%
中学・高校生の保護者		3,000	1,396	46.5%
18歳から39歳の男女		3,000	864	28.8%
計		17,000	7,626	44.9%

※対象者は、住民基本台帳より無作為抽出。

ウ. 調査方法 郵送調査

エ. 調査期間 平成30年12月3日～平成30年12月20日

オ. 調査実施機関 調査企画：北九州市 子ども家庭局子ども家庭部総務企画課
集計分析：株式会社日本統計センター

カ. 集計・分析結果の表記について

比率は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。また、複数回答の質問については、合計が100%を超えることがあります。

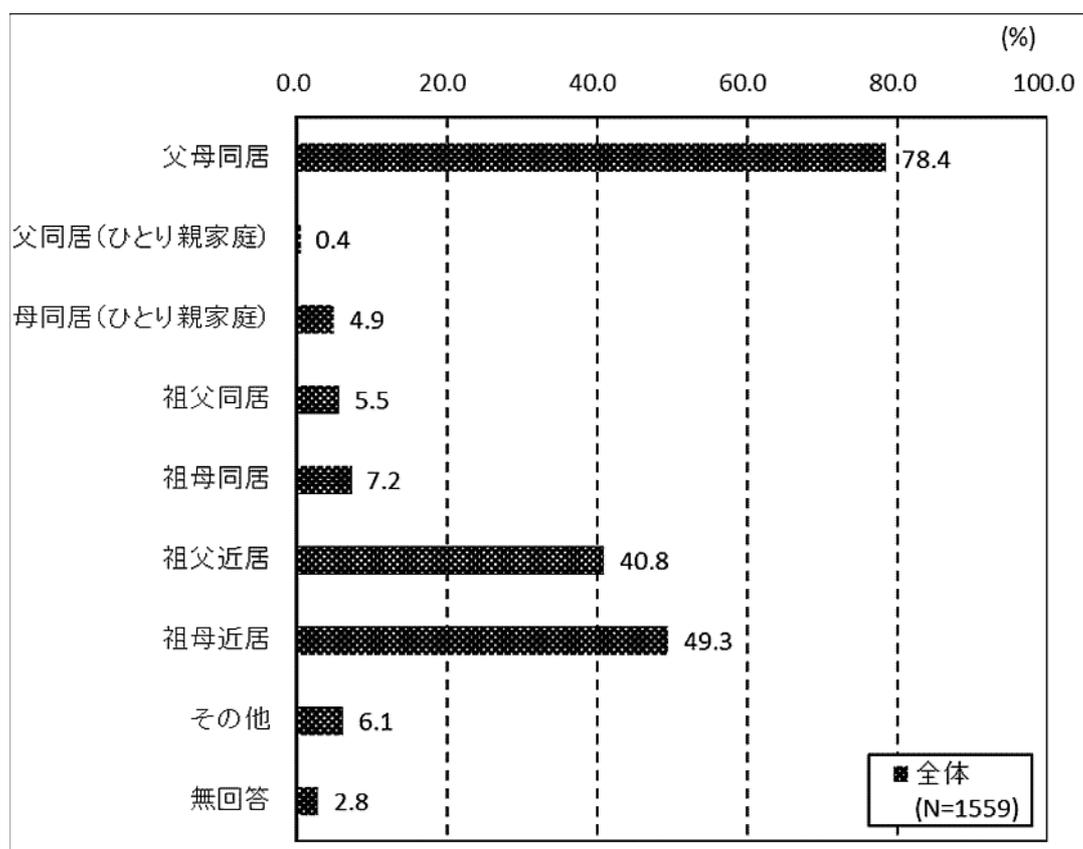
- 「就学前」とは就学前児童の保護者を対象とした調査結果
- 「小学生」とは小学生の保護者を対象とした調査結果
- 「中高生」とは中学・高校生の保護者を対象とした調査結果を示しています。

(2) 子どもや家庭の状況など

ア. 家族との同居、近居の状況

本市の就学前児童のいる家庭の世帯の状況を見ると、祖父又は祖母と同居しているのは、全体の7.2%となっています。また、子育て家庭の49.3%は、祖父又は祖母が30分以内に訪問できる近くに住んでいます（近居）。同居と近居を合わせると、半数以上が3世代にわたり北九州で暮らしていることが類推されます。

●同居（近居）の状況（就学前児童）

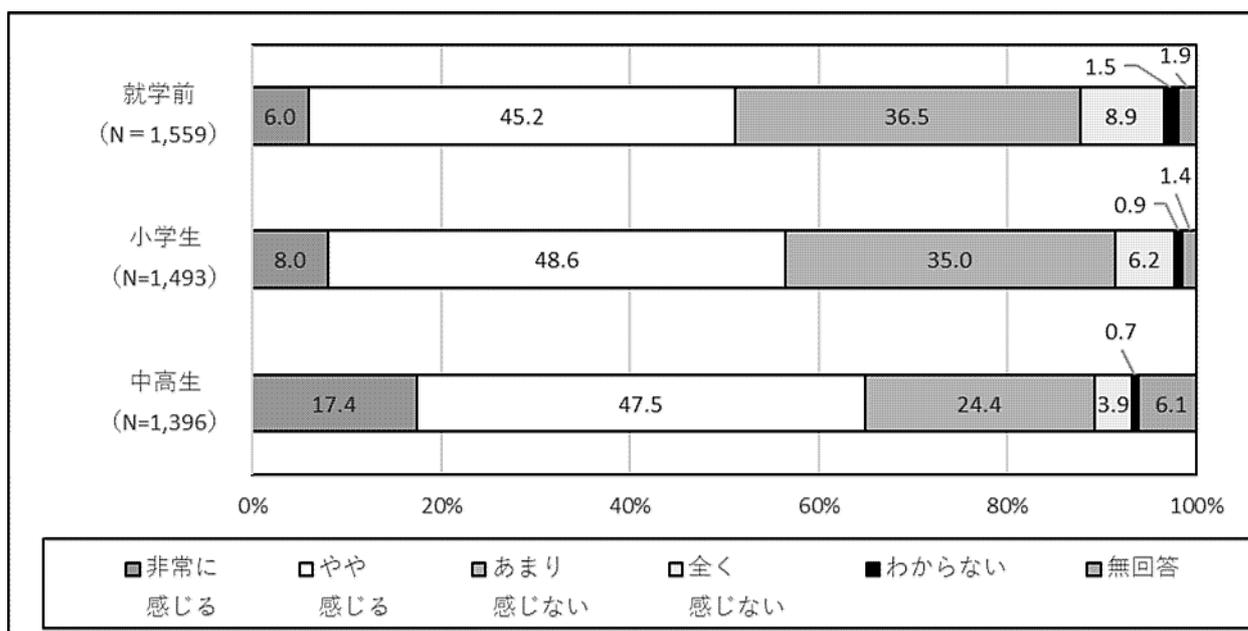


イ. 子育ての悩みや不安・喜び、子育ての相談相手

子育てへの悩みや不安を「感じる」（「非常に感じる」と「やや感じる」の合計）と回答した保護者の割合は、就学前児童 51.2%、小学生 56.6%、中学・高校生 64.9%となっています。

一方、「感じない」（「あまり感じない」と「全く感じない」の合計）と回答した割合は、就学前児童 45.4%、小学生 41.2%、中学・高校生 28.3%となっています。

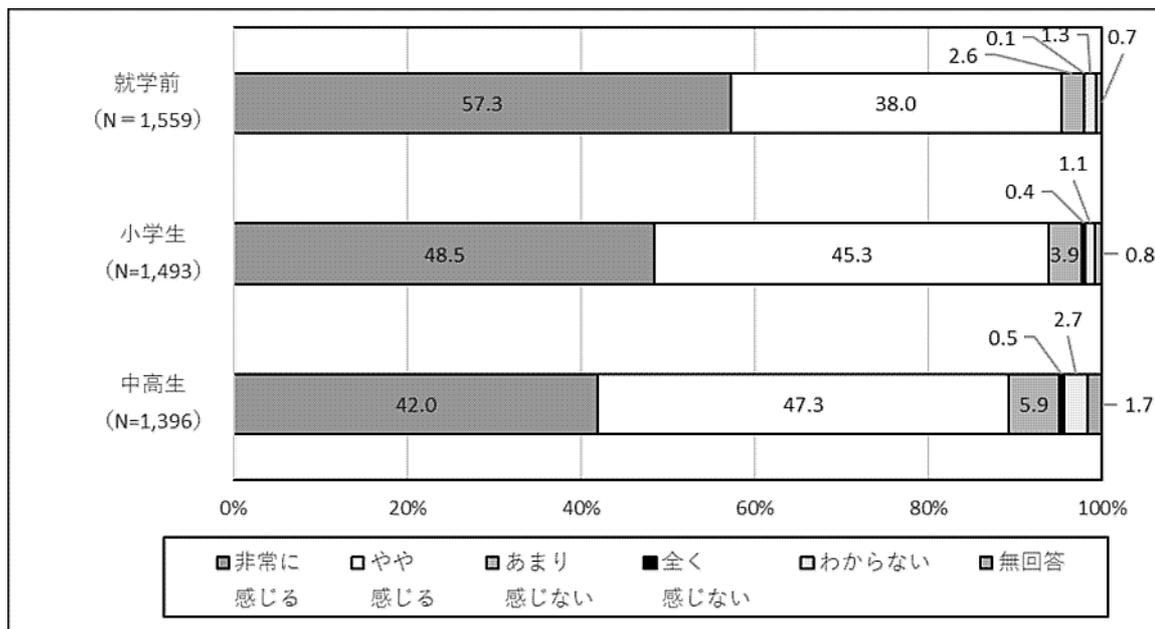
●子育てに関する悩みや不安を感じるか



保護者が子育てをしていて楽しいと「感じる」（「非常に感じる」と「やや感じる」の合計）と回答した保護者の割合は、就学前児童 95.3%、小学生 93.8%、中学・高校生 89.3%となっています。

一方、「感じない」（「あまり感じない」と「全く感じない」の合計）と回答した割合は、就学前児童 2.7%、小学生 4.3%、中学・高校生 6.4%となっています。

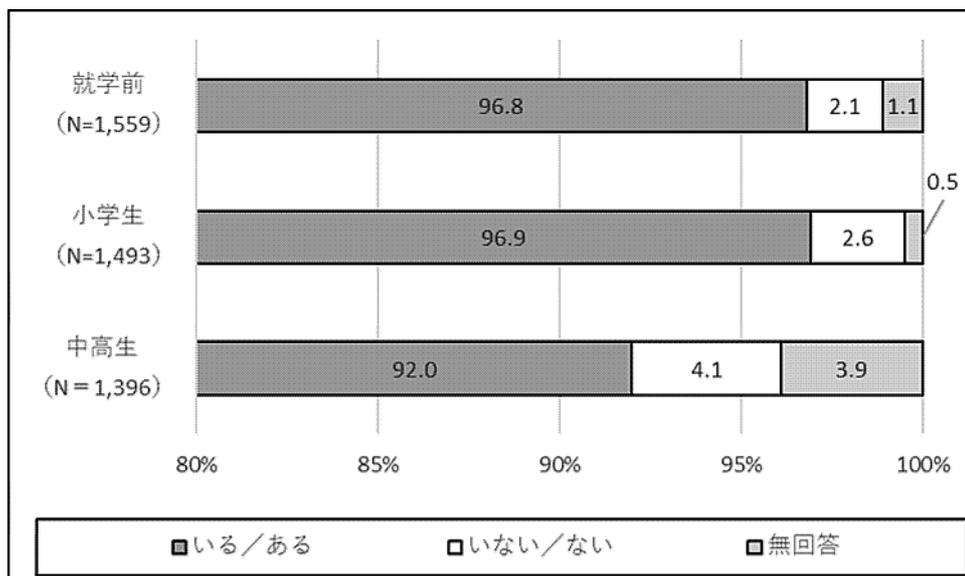
●子育てをされていて楽しいと感じるか



子育ての悩みや不安があっても、相談できる相手がいれば、それが緩和・解消され、喜びや楽しさを感じるにつながると考えられます。

子育てをするうえで、相談できる人（場所）がいるかどうかについてアンケート調査結果をみると、「いる／ある」と回答した保護者の割合は、就学前児童 96.8%、小学生 96.9%、中学・高校生 92.0%となっています。一方、「いない／ない」と回答した割合は、就学前児童 2.1%、小学生 2.6%、中学・高校生 4.1%となっています。

●子育てについて相談できる人（場所）がいるか（あるか）

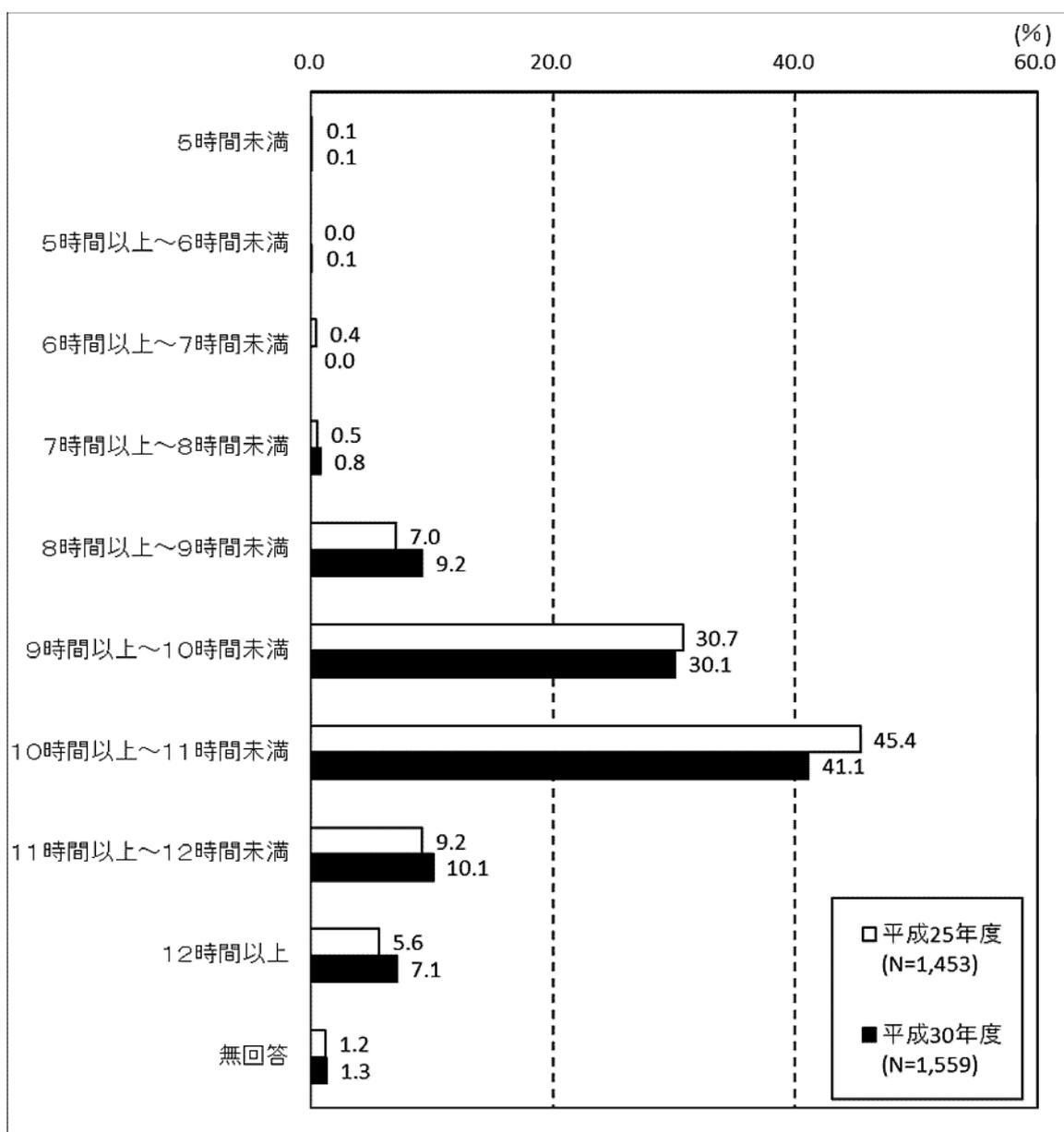


ウ. 子どもの生活状況

しっかり睡眠をとることは、子どもの育ちの面からも非常に重要なことです。

就学前児童の睡眠時間をみると、平均 10 時間以上の睡眠が確保されているのは全体の 58.3%で、前回の調査（平成 25 年度 60.2%）より 1.9 ポイントの減となっています。一方、9 時間の睡眠がとれていない子どもは 10.2%で、前回調査（同 8.0%）よりも 2.2 ポイントの増となっています。

●子どもの平均睡眠時間（就学前児童）



子どもが、放課後どこで過ごしているか調べたところ（保護者回答）、小学生も中学・高校生も「自宅」で過ごすことが最多で1位となっています。

2位以下ですが、小学生は、「公園など屋外」「学習塾や習い事等」、中学・高校生は「学校（部活動等）」「学習塾や予備校等」の順となっています。

●平日、子どもが放課後等で過ごすことが多い場所（抜粋）

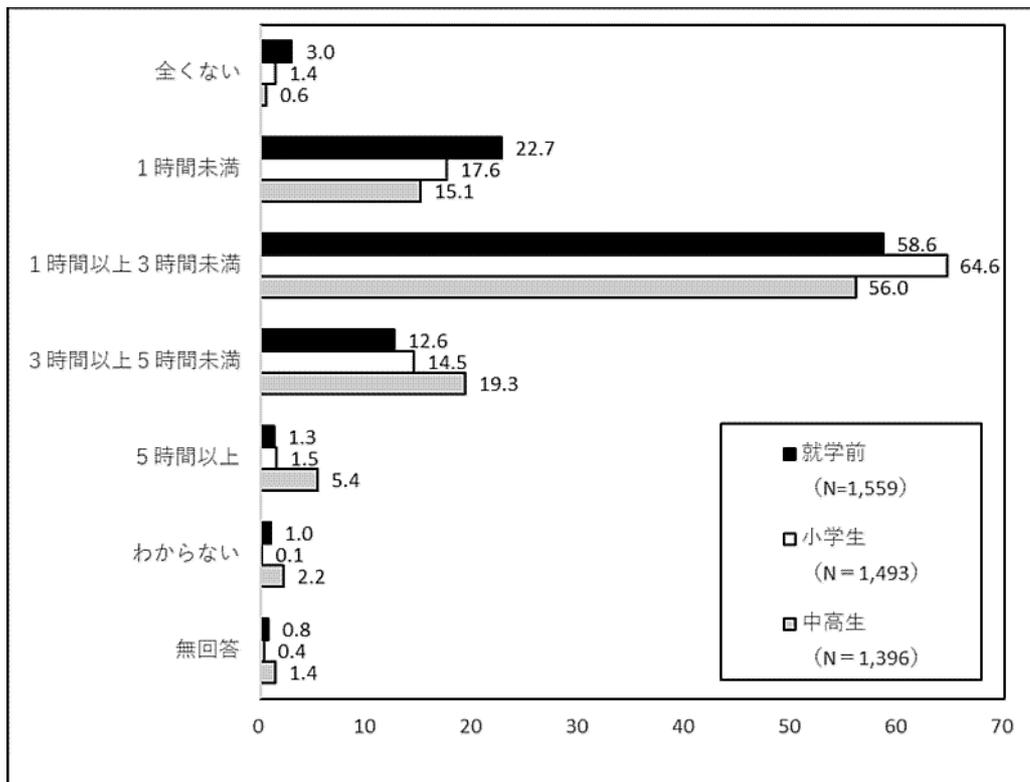
区分	放課後等で過ごすことが多い場所（割合）
小学生 (高学年)	1位 自宅 (68.1%)
	2位 公園など屋外 (46.4%)
	3位 学習塾や習い事等 (43.9%)
	4位 友達の家 (24.8%)
	5位 放課後児童クラブ (22.4%)
中学・ 高校生	1位 自宅 (79.2%)
	2位 学校（部活動等） (47.3%)
	3位 学習塾や予備校等 (25.9%)
	4位 公園や街中など屋外 (5.8%)
	5位 友達の家 (5.4%)

注：複数回答

スマートフォンの普及等に伴い、子どもがゲームや動画等に触れる機会が増えています。子どもが1日にテレビやインターネット等を見る時間は、就学前児童、小学生、中学・高校生いずれも「1時間以上3時間未満」が半数を超え、最も高くなっていますが、「5時間以上」と回答した割合も一定程度存在し、特に中学・高校生でその割合が高くなっています。

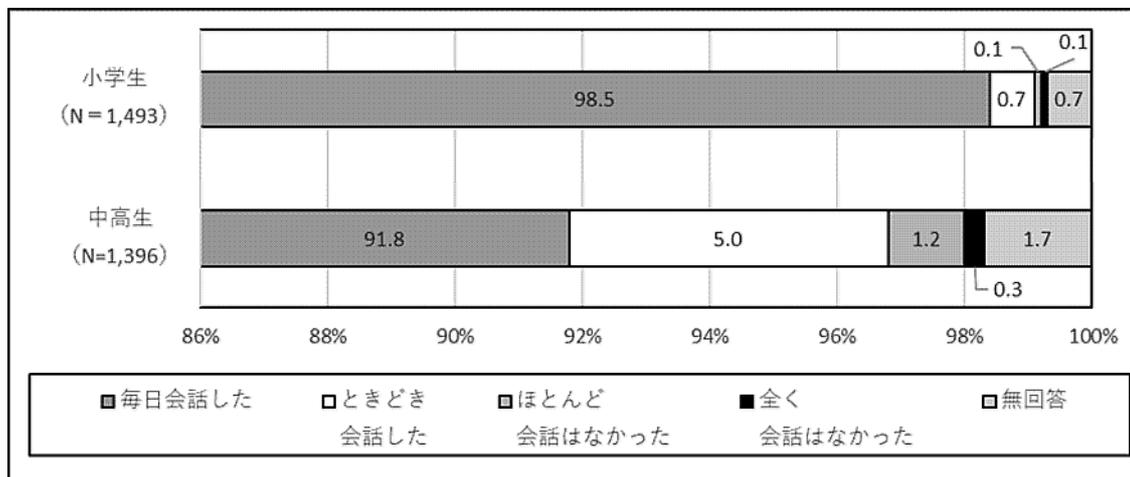
なお、中学・高校生の保護者の約6割（63.0%）が、「子どもの生活で気になること」として、「テレビゲーム機やスマホ等への依存」を挙げています。

● テレビやインターネット等を見る時間



家族との会話は、小学生は、「毎日会話した」が 98.5%となっています。中学・高校生も、「毎日会話した」が 91.8%で最も高くなっていますが、「ほとんど会話はなかった」「全く会話はなかった」の合計も 1.5%となっています。

●家族との会話の状況



エ. 子どもの意識・希望

今回のアンケートでは、前回（平成 25 年度）に引き続き、直接子どもの意見を聞く項目を設けました。（小学生高学年及び中学・高校生）

この中で、希望する「子育て支援策」を聞いたところ、小学生、中学・高校生のいずれも、遊びや学びの機会（場）を希望する声や、安全な環境の充実を求める声が多くなっています。

なお、中学・高校生では、学業や進路など自分の将来の不安や悩みを聞いてくれる相手を求める割合が 44.8%（1 位）となっています。

●子どもが希望する子育て支援策（抜粋）

区分	希望する子育て支援策
小学生 (高学年)	1 位 いつでも安全・安心に過ごせる公園や施設 (56.1%)
	2 位 放課後や休みの日に、安心して遊べ、学び、体験ができる施設・場所 (53.4%)
	3 位 安全で暮らしやすい居住空間や道路環境の整備 (31.8%)
中学・ 高校生	1 位 学業や進路、就業に関する不安や悩みを気軽に相談できる場所 (44.8%)
	2 位 放課後や休みの日に、安心して遊べ、学び、体験ができる施設・場所 (35.6%)
	3 位 安全で暮らしやすい居住空間や道路環境の整備 (30.4%)

注:複数回答

(3) 結婚や出産に対する意識

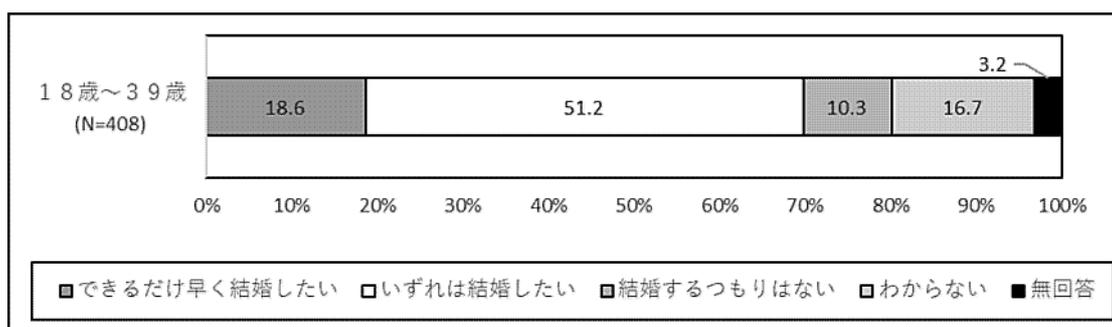
結婚や出産は、個人の考え方や価値観に関わるものですが、結婚したい人、出産したい人が、その希望をかなえられるよう取り組むことが、少子化対策には、有効と考えられます。

ア. 結婚に対する意識

18歳以上40歳未満の独身者に結婚観を尋ねたところ、「結婚したい」と回答した割合（「できるだけ早く結婚したい」と「いずれは結婚したい」の合計）は、69.8%となっています。

独身でいる理由（複数回答）については、「趣味や娯楽を楽しみたい」（65.4%）、「時間やお金を自由に使いたい」（64.7%）が半数を超える一方で、「まだ結婚したい相手にめぐり合っていない」（58.1%）、「異性と出会う場や交際する機会がない」（57.1%）も半数を超える結果となっています。

●結婚に対する意識（18歳以上40歳未満の独身者）



●独身でいる理由（18歳以上40歳未満の独身者）（抜粋）

区分	内容
独身でいる理由	1位 趣味や娯楽を楽しみたい（65.4%）
	2位 時間やお金を自由に使いたい（64.7%）
	3位 まだ結婚したい相手にめぐり合っていない（58.1%）
	4位 異性と出会う場や交際する機会がない（57.1%）
	5位 独身の自由や気楽さを失いたくない（56.1%）

注：複数回答

注：「そう思う」と「どちらかというと思う」を合わせた割合

イ. 出産に対する意識と現状

出産に対する意識は、7割以上の方が「赤ちゃんが誕生することに喜びを感じる」、「家族が増えることがうれしい」と回答しています。

● 出産に対する考え（18歳以上40歳未満の方）（抜粋）

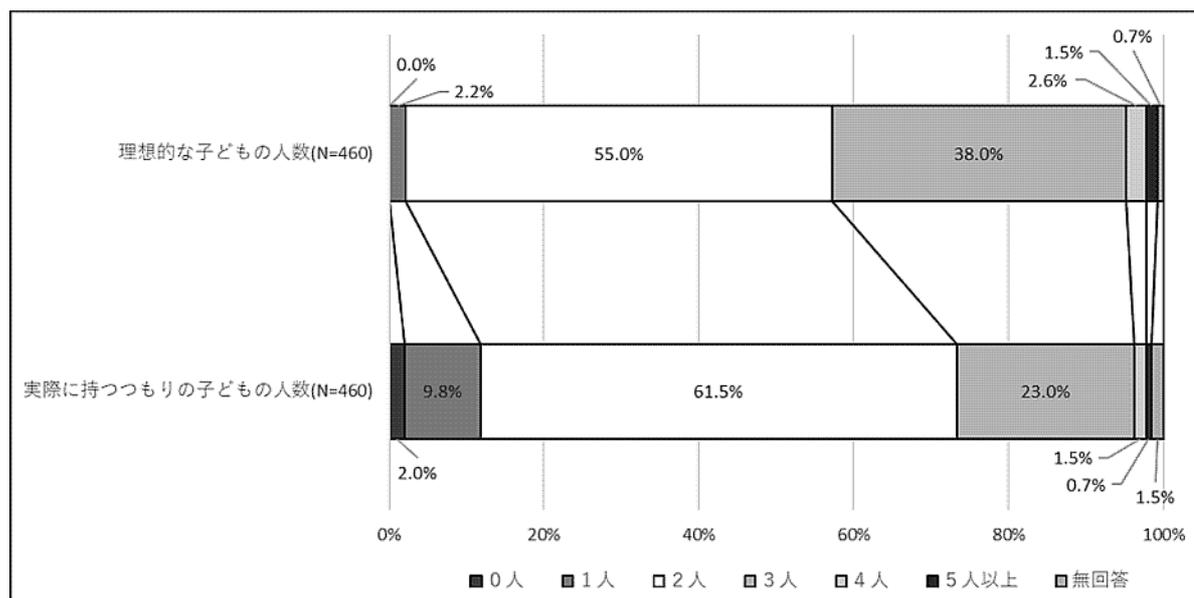
区分	内容
出産に対する考え	1位 赤ちゃんが誕生することに喜びを感じる（78.7%）
	2位 家族が増えることがうれしい（74.2%）
	3位 出産は、女性にしか体験できないすばらしいものである（41.2%）

注：複数回答

一方で、子どもを欲しいと思っている人の「理想的な子どもの人数」と「実際に持つつもりの子どもの人数」を比較すると、「理想」では3人の子どもを希望する人が38.0%いますが、「実際」には3人持つつもりの方が23.0%となっており、子どもの数は理想よりも少なくなる傾向がうかがえます。

その理由ですが、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」（71.2%）、「育児の心理的、肉体的負担が大きいから」（34.4%）、「年齢上の理由から」（32.0%）の3つが多くなっています。

● 理想的な子どもの数と実際に持つつもりの子どもの人数（18歳以上40歳未満）



3 国の動き

国においては、「合計特殊出生率」が過去（戦後）最低となった、平成 2 年の「1.57 ショック」を契機に、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、子どもを生き育てやすい環境づくりに向けての対策の検討が始まりました。

●平成 6 年

今後 10 年間の子育て支援について取り組むべき基本的方向と重点施策を定めた「エンゼルプラン」が策定され、その後も、関連法の整備、計画・指針の策定等が行われてきました。

●平成 15 年（～18 年）

地方自治体および企業における 10 年間の集中的・計画的な取り組みを促進するため、「次世代育成支援対策推進法」（時限立法～令和 7 年 3 月まで延長）や「少子化社会対策基本法」が制定され、平成 16 年に、取り組みの指針である「少子化社会対策大綱」と具体的な実施計画である「子ども・子育て応援プラン」が決定されました。さらに平成 18 年、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、「新しい少子化対策について」が決定されました。

●平成 19 年

「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪とする「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」が決定され、両立支援に向けて「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が決定されました。

●平成 22 年

少子化に対処するための施策の指針（総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱とその実施計画）として、「子ども・子育てビジョン」が策定されました。

●平成 24 年

「子ども・子育て支援法」が制定され、質の高い乳児・幼児期の教育や保育、地域の子育て支援を総合的に提供する、「子ども・子育て支援新制度」の本格実施に向けた準備が始まりました。

●平成 25 年

①子育て支援、②働き方改革、③結婚・妊娠・出産支援を 3 本の矢（柱）とする「少子化危機突破のための緊急対策」が決定されました。

●平成 26 年

人口減少の抑制や地域振興策など、地域が持続的な社会を創生できるための取り組みを進めるため、「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、これに基づき「長期ビジョン」「総合戦略」が決定されました。また、子どもの将来がその生育環境に左右されることがないように、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定（令和元年6月一部改正）され、これに基づき「子供の貧困対策に関する大綱」が決定されました。

●平成 27 年

新たな「少子化社会対策大綱」が決定され、新たに結婚の支援を加え、きめ細やかな少子化対策を総合的に推進することとなりました。また、平成 24 年に成立した「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されました。

●平成 28 年

「ニッポン一億総活躍プラン」が決定され、「希望出生率 1.8」の実現に向けた 10 年間のロードマップが示されました。また、「児童福祉法」が改正され、すべて子どもは、「子どもの権利条約」の精神にのっとり、適切に養育されること、生活を保障されること、愛され保護されること、心身の健やかな成長及び発達並びに自立が図られること、その他福祉を等しく保障される権利を有することが明記されました。

●平成 29 年

「子育て安心プラン」や「新しい経済政策パッケージ」が決定され、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などの政策が盛り込まれました。

●平成 30 年

成長過程にある子ども及びその保護者並びに妊産婦に対し、必要な成育医療を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的とする「成育基本法」が公布されました。

●令和元年

10 月から幼児教育・保育の無償化を開始する「子ども・子育て支援法」が改正されました。また、児童虐待防止対策の強化を図るため、「児童福祉法」及び「児童虐待の防止等に関する法律」の改正も行われました。さらに、改正後 2 年を目途に民法上の懲戒権の在り方の見直しや、子どもの意見表明権を保障する仕組みについて検討されることとなります。

今後も、子どもをめぐる制度や施策については、様々な分野で新たな展開を見せることが想定されます。引き続き、国の動きに注目しながら、適切に対応していきます。

4 「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」（平成27～令和元年度）の取り組みと評価

（1）取り組み内容

本市では、これまで「北九州市子どもプラン」（平成9年度～）、「北九州市少子社会対策推進計画（新子どもプラン）」（平成12～16年度）、「新新子どもプラン」及び「新新子どもプラン拡充版」（平成17～21年度）、「元気発進！子どもプラン」（平成22～26年度）に基づく取り組み等を踏まえ、「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」（平成27～令和元年度）を策定し、この計画に基づき、保健、医療、福祉、教育をはじめ、雇用、住宅、生活環境等の幅広い分野で、総合的に子どもの健全育成や子育て支援に取り組んできました。

その中で、北九州市らしい特色のある取り組みは、以下のとおりとなっています。

ア. 待機児童の継続的な解消

- ・ 保育所の新設や改築等による定員の増
（平成25年度：16,033人→平成30年度：18,627人）
- ・ 北九州市保育士・保育所支援センター（※）の開設（平成27年度～）
※保育所への就職を希望する求職者（保育士）と雇用者（保育所）双方のニーズを調整して、保育士の人材確保を図る
- ・ 保育サービスコンシェルジュ（※）の配置（平成28年度～1ヶ所増〔ウーマンワークカフェ〕8ヶ所体制、平成29年10月～大規模区1名増員〔大規模区2名体制〕）
※保育を希望する保護者等の相談に応じ、個別のニーズを把握したうえで、多様なサービスの情報提供を行う
- ・ 予備保育士雇用費補助（※）（平成27年度～）
※保育士確保を支援し、待機児童解消を図るため、認可保育所が年度当初に配置基準を超えて保育士を雇用するための費用の一部を助成する

* 保育所待機児童数〔目標 4月：0人を維持、10月：0人〕

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
4月	0人	0人	0人	0人	0人
10月	139人	148人	57人	0人	0人
3月	283人	356人	284人	142人	—

イ. 全国に誇る周産期・小児救急医療体制の維持

- ・ 4 基幹病院での専門的な周産期医療の提供
- ・ 市内医療機関の連携による 24 時間 365 日対応の小児救急医療体制の維持

ウ. 妊娠・出産・育児期における指導・相談体制の充実

- ・ 生後 4 ヶ月までの乳児家庭全戸訪問、養育が困難な家庭への訪問を実施
- ・ 区役所の「健康相談コーナー」と「子ども・家庭相談コーナー」を「子育て包括支援センター」に位置づけ、体制を強化（平成 28 年度～）
- ・ こんにちは赤ちゃん！小児科訪問（ペリネイタルビジット）事業（※）の実施（平成 28 年度～）

※産前から産後間もない妊産婦とその家族が、育児について小児科医に何でも相談できるよう、産科医が小児科医を紹介する事業

* 生後 4 ヶ月までの乳児家庭訪問の割合

〔目標：増加（平成 25 年度数値 88.9%）〕

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
93.0%	95.2%	95.5%	95.1%

エ. 青少年の健全育成、子ども・若者の自立や立ち直り支援

- ・ 警察、地域団体、行政などで構成する「北九州市『青少年の非行を生まない地域づくり』推進本部」における、「非行防止」「薬物等乱用防止」「立ち直り支援」の様々な取り組みの実施
- ・ 「子ども・若者応援センター『YELL』」（※）の運営
※社会生活を円滑に営む上で困難を抱えている子どもや若者の自立を応援・支援する
- ・ 不登校状態の子どもに寄り添った次への一歩応援事業（平成 28・29 年度モデル実施 平成 30 年度～本格実施）

* 非行者率（少年人口 1,000 人あたり）

〔目標：令和元年度 7.0 人（平成 25 年度数値 11.0 人）〕

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
7.9 人	6.4 人	5.4 人	3.8 人

注：年度ではなく、年で算定

* 「YELL」来所相談者の就業等実績（累計数）

〔目標：令和元年度 500 人（平成 25 年度現在 222 人）〕

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
291 人	337 人	390 人	437 人

オ. ひとり親家庭等に対する支援の強化

- ・ 就業による自立を促進するため、高等職業訓練促進給付金に加え、市独自の給付金を支給（平成 27 年度～、平成 30 年度～支給期間を延長）
- ・ 母子・父子福祉センターにおいて、無料法律相談、就業支援講座、キャリアカウンセラーによる就職相談等の実施

*ひとり親家庭の就業率～5年おきに把握〔目標：増加〕

平成 23 年度	平成 28 年度
母子家庭 83.6%	母子家庭 87.9%
父子家庭 91.8%	父子家庭 94.2%

(2) 評価と課題

これらの取り組みに対する市民の評価としては、市民意識調査の「市政評価」がありますが、この中で、「子育て支援の推進」が、平成 27 年度の 6 位から、5 位→4 位と毎年度順位を上げ、平成 30 年度には、これまでで最高位の 3 位となりました。

また、NPO 法人が実施している「次世代育成環境ランキング」の総合ランキングでは、平成 30 年度、政令指定都市で 1 位となっています（平成 17 年度から平成 30 年度までの 14 年中 13 年間 1 位を獲得）。

このように、本市の子育て支援の取り組みは、市内外から一定の評価を受けています。

一方で、以下のような新たな目標・課題も明らかになってきています。

ア. 切れ目のない子育て支援（妊娠・出産・産後・子育て期）

- ・ 子育て世代包括支援センターを拠点に、関係機関との連携のもと、支援の必要な家庭を早期に発見し、情報やサービスの提供・支援等を行う体制づくり
- ・ 妊産婦とその夫（パートナー）や家族が、たとえ心配があっても早期に相談して解消できるような、安心して出産・子育てができる切れ目のない支援の仕組みづくり

イ. 乳児・幼児期の教育・保育の「質の向上」

- ・ 平成 30 年度から施行された「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」等を踏まえた乳児・幼児期の教育・保育のさらなる質の向上
- ・ 体系的な研修等を通じた幼稚園教諭、保育士等の専門性の向上

ウ. 子どもの居場所づくりの推進

- ・ すべての子どもが自然と足を向け、笑顔になれる、地域主体の子どもの居場所づくり
- ・ 新たな地域の交流拠点、多世代交流の場、子どもや家庭に必要な支援につなぐ場
- ・ 子ども食堂開設数の拡大

エ. 児童文化科学館の移転新設（新科学館の整備）

- ・ 「誰もが科学に興味を持つきっかけづくり」「技術系人材の育成」などのコンセプトのもと、子どもを中心とする全世代をターゲットにした「科学や技術の興味・関心を高め、北九州市の未来を担う人材を育む、賑わいを創出する科学館」の整備

オ. 児童虐待防止の強化

- ・ 児童虐待の未然防止（乳幼児健診未受診者フォローアップ、養育支援、相談支援等）
- ・ 児童虐待の早期発見・早期対応・相談・支援のための体制強化
- ・ 「北九州市子どもを虐待から守る条例」（※）の周知等
※北九州市のすべての子どもが虐待から守られ、愛される幸せを実感して生きていくことができるよう、市民が一丸となって、子育て支援を充実し、子どもの命と育ちを守るため、市、市民、保護者、関係機関等及び事業者の責務等を定めた条例。平成31年4月1日施行。

カ. 子育てを支える人材の活用・育成

- ・ 親子が気軽に集い交流する場の提供や、地域で活動するサークルへの支援等を通じた、社会全体で子育てを支える取り組みの推進
- ・ 子育てサポーターや、シルバー人材センターなどシニア世代の人材等の活躍の場の拡大